

4 対象者の選考・決定

審査会で調査結果をもとに利用の可否、利用対象者を選考・決定します。

5 選考結果の連絡

申込みされた方へ、選考結果を全員に通知します。

グループホーム（指定共同生活援助事業）

「共同生活援助（グループホーム）」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき居住において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。（障害者総合支援法 第5条第17項より）

利用料金について（月額）

	金額	備考
訓練等給付費支給に伴う利用者自己負担額	受給者証に記載の額	
家賃	40,000円	※1
食材費	25,000円	※2
水道光熱費・日用品	20,000円	
預り金管理料	1,500円	
特別な食事・日常生活上必要な諸費用等	実費	

※1 家賃については、区の家賃助成制度（上限月額24,000円）を利用することができます。

※2 食材費、水道光熱費については、概算金額をお預かりして半年ごとに精算させていただきます。

障がい者地域生活支援施設 スクラムあらかわ

共同生活援助事業（グループホーム）

募 集 要 項



社会福祉法人すかい

法人本部

〒321-1511 栃木県日光市足尾町 2084

TEL 0288-93-2003 FAX 0288-93-2236

スクラムあらかわ

〒116-0001 東京都荒川区町屋 6-28-13

TEL 03-6240-8855 FAX 03-6240-8857

募集の目的

スクラムあらかわは、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように居住の場としてグループホームを設置しています。

このたび、グループホームを利用されている方が退去期限を迎えることに伴い、入居者の募集を行います。

申込みから利用開始までの流れ

項 目	内 容
①利用申込み	8月22日(月)～8月31日(水) 所定の申込書により、スクラムあらかわまで申し込んでください。
②調査の実施	9月上旬 担当調査員(施設職員)がご本人やご家族と面談し、調査を行います。
③審査会 (対象者の選考・決定)	9月中旬 調査結果により利用対象の可否、優先度を付した利用対象者を選考し、入居者を決定します。
④選考結果の連絡	9月下旬 選考結果を申込された方全員に連絡します。
⑤説明・ 利用契約手続き	10月上旬・中旬 利用が決まった方に対して、利用説明を行った上で社会福祉法人すかいと契約します。
⑥利用開始	10月中旬以降 グループホームでの生活が始まります。 ※入居の準備が整ってから、1か月を目途に入居をお願いします。

募集内容

1 ご利用の対象者等

(1) 対象者(以下①～③の全てを満たす方)

- ① 荒川区内に居住する愛の手帳所持者(重複障がいの方を含む)
- ② 18歳以上の方(令和4年4月1日時点)
- ③ 障害支援区分2以上で通所(生活実習所、作業所等)通勤をされている方

※区外の施設を利用中の方で、入居時の居住地が荒川区の場合を含む。

※入居者には、看護師による医療的ケアの対応を行います。医療機器等利用する高度な医療ケアが必要な状況や安定期でない場合には、利用を制限させていただきます。

※車椅子を利用される方については、利用状況及び運営上により各フロアの人数を制限させていただきます。

(2) 利用期間 最長3年間

※最長3年間の契約期間をもって、利用は終了となります

※通所事業をご利用できなくなった場合には、入居利用を終了していただくことになります。

(3) 定 員 ・ 募集人数

定 員 18名(男性10名、女性8名)

募集人数 男性： 0名 女性： 2名

2 申込み方法

①申込みをご希望の方は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

ご連絡があった方には、スクラムあらかわから所定の申込書を郵送いたしますので、必要事項をご記入の上、スクラムあらかわまでご返信ください。

申込み先	必要書類
障がい者地域生活支援施設 スクラムあらかわ 〒116-0001 荒川区町屋6-28-13 TEL 03-6240-8855	・利用申込書

※健康診断書(感染症の項目が必要です)を後日、提出していただきます。

(ただし、事前に荒川区役所へ提出されている方は除く)

②申込み受付期間

令和4年8月22日(月)から令和4年8月31日(水)まで

3 調査の実施

担当調査員(施設職員)がご本人及びご家族にお会いして調査を実施します。

調査日については後日連絡します。